

習志野市教育委員会会議録
(平成26年第6回定例会)

- 1 期 日 平成26年6月25日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 原 田 孝 |
| 委 員 | 貞 廣 齋 子 |
| 委 員 | 梓 澤 キヨ子 |
| 委 員 | 植 松 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | |
|---------------|---------|
| 学校教育部長 | 辻 利 信 |
| 生涯学習部長 | 広 瀬 宏 幸 |
| 学校教育部参事 | 市 瀬 秀 光 |
| 学校教育部参事 | 早 瀬 登美雄 |
| 生涯学習部参事 | 結 城 修 一 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 清 志 |
| 学校教育部次長 | 田久保 正 彦 |
| 生涯学習部次長 | 櫻 井 健 之 |
| 学校教育部副参事 | 小 熊 隆 |
| 学校教育部副参事 | 井 澤 修 美 |
| 学校教育部副参事 | 鈴 木 博 |
| 教育総務課長 | 小野寺 良 夫 |
| 指導課長 | 小 宮 健 |
| 総合教育センター所長 | 山 下 良 之 |
| 社会教育課長 | 上 野 久 |
| 生涯スポーツ課長 | 片 岡 利 江 |
| 青少年課長 | 浅野目 俊 紀 |
| 青少年センター所長 | 佐久間 繁 美 |
| 学校教育部主幹 | 藤 木 義 久 |
| 学校教育部主幹 | 島 本 博 幸 |
| 学校教育部主幹 | 妹 川 智 子 |
| 学校教育部主幹 | 竹 田 佳 司 |
| 学校教育部主幹 | 小 平 修 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 由 香 |
| 生涯学習部主幹 | 佐久間 心 之 |

4 会議内容

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第33号、第34号及び第36号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議案等を公開の議案等の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成26年第5回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第35号 平成27年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について (学校教育課)

小熊学校教育部副参事

本議案は、習志野市立習志野高等学校管理規則第24条の規定により、平成27年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

現在の入試制度は、平成23年度入試より実施しているものであり、前期選抜、後期選抜の形をとっている。前期選抜については2日間で、後期選抜については、1日間で実施する。前期選抜での入学許可候補者の定員については、普通科で30%以上、60%以内、商業科で50%以上、80%以内となる。

なお、平成26年度入試においては、前期選抜で普通科は60%（144名）、商業科は80%（64名）が内定という結果であった。習志野高等学校第1学年の入学者選抜要項については、平成27年度千葉県公立高等学校入学者選抜要項及び同、実施細目に準じることになる。

昨年度との主な変更点については、学力検査日等の各種日程である。これは、平成27年度千葉県公立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第37号 習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について (生涯スポーツ課)

片岡生涯スポーツ課長

学校体育施設開放事業は、学校教育に支障のない範囲で、市内小学校の体育館やグラウ

ンドを身近なスポーツ施設として、市民へ提供することにより、スポーツに親しむ機会、健康の増進と明るいまちづくりに役立てることを目的に、昭和 51 年から実施してきた。市域面積の狭隘な本市において、学校の体育館やグラウンドは貴重な財産であり、この財産を有効に活用することが、本市のスポーツ推進を図るうえで、必要不可欠なものとなっている。

学校体育施設は、通常、学校の管理下で使用するが、この規則において指定した開放日に限って、教育委員会の管理としている。現在の規則では、土曜日、日曜日、国民の祝日と、習志野市立小学校及び中学校管理規則に定められた休業日、いわゆる、夏休みや冬休みなどを開放日として指定しており、開放日には管理指導員を置き、利用者の安全を見守るとともに、施設の管理を行っている。しかし、規則のとおり夏休みや冬休みなどの休業日のうち、平日の 9 時～17 時の時間帯において、管理指導員を配置することが困難であることから、施設を十分に活用できていない現状がある。また、近年活発になっている小学校の部活動や、学校教育の分野での利用も増え、今年の春休み後に調査した結果では、実質的に学校で管理している場合がある、ということがわかった。

そこで、管理指導員を配置できない学校休業日を開放日の指定から削除し、教育委員会の管理から、学校の管理へ切り替えることで、学校体育施設の有効活用が図られるものと考え、今回の規則改正を提案する、と概要を説明

梓澤委員

公立の体育館の利用料は有料だが、学校体育館は無料である。この差別化をなくす予定はあるか、と質問

片岡生涯スポーツ課長

料金体系の差別化をなくす予定は現時点ではない、と回答

原田委員長

体育館の利用団体が学校に直接利用申請をするのか、と質問

片岡生涯スポーツ課長

その通りである、と回答

原田委員長

各学校の受け入れ可能状況は平等であるのか、と質問

片岡生涯スポーツ課長

小学校のみ、開放事業を行っている。学校行事に支障がないことが前提であり、部活動が盛んな学校とそうでない学校とがあり、学校によって差はある。中学校、高等学校は各校長の裁量によって決められるので、学校によって差は生じてしまう、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第 37 号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
について (学校教育課)

竹田学校教育部主幹

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村は新たに4つの基準を制定することとなった。それぞれ、国の政省令等に従い、条例等で制定することとなり、本市は、9月議会での上程を予定している。なお、これら基準のうち、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、及び、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、教育委員会会議にて協議いただくものである。

スケジュールについては、6月27日からパブリックコメントを実施し、その後、7月の教育委員会会議、子ども・子育て会議を経て、8月11日の庁議で最終案を決定し、9月議会に上程する予定である。

子ども・子育て支援新制度における給付制度について、施設型給付と地域型保育給付という、市町村が行う財政支援の仕組みが創設された。一方、これらの給付を受けることができるのは、認可を受けた施設・事業のうち、市町村から財政支援の対象とすべき旨の確認を受けた施設・事業であり、これを特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業と言う。教育・保育施設は、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業は、家庭的保育事業や小規模保育事業等である。なお、私立幼稚園は、給付の制度に入らず、引き続き私学助成を受けて、運営することも可能となっており、給付制度に移行する時期は、いつでも可能となっている。

次に、確認制度については、施設・事業に対し、市町村が運営基準に照らし、確認することとされている。

また、認可基準と確認（運営基準）の関係性について、認可基準においては、教育・保育施設は、都道府県が認可権者、地域型保育事業については、市町村が認可権者となっている。一方、運営基準については、いずれも市町村が確認権者となる。

続いて、国の基準には、従うべき基準と参酌すべき基準の2つがある。本市の考え方としては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないものについては、原則、国の示す基準に従うこととする。ただし、良好な教育・保育環境の確保という点で、一部、国基準に上乘せし、市独自の基準を設ける方向である。

基準の内容について、基本的には、本市の基準（案）は国に従うが、本市独自の基準を加えた項目は、以下のとおりである。

「緊急時等の対応」について、国の基準では、緊急時、必要な場合は速やかに保護者または医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとなっているが、本市の基準（案）では、速やかに保護者または医療機関への連絡を行うとともに、必要に応じ、市への報告を行うとする。

「運営規定」では、国は11項目の規定を定めているが、本市は、暴力団排除条例に関する事項を1項目追加する予定である。

その他、「苦情解決」や「事故発生の防止及び発生時の対応」という項目について、市との連携、協力体制の充実という点で、若干の修正を予定している。

なお、以上が、特定教育・保育施設の運営に関する基準であり、特定地域型保育事業者の運営に関する基準についても、同様の項目等で、一部同様の修正をする予定である。

なお、今回、制度が大きく変わることから、広報、ホームページのほか、8月から9月にかけて市民説明会、保護者向け説明会、職員向け説明会などを実施し、制度の周知、徹

底に取り組んでいく、と概要を説明

原田委員長

幼稚園就園奨励費補助の考え方については変わらないのか、と質問

竹田学校教育部主幹

新制度に移行する幼稚園については、新制度の中に給付制度があるため、幼稚園就園奨励費は無くなる。新制度に移行しない幼稚園については、現行の助成という考え方で、変わらず幼稚園就園奨励費が出る、と回答

貞廣委員

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、及び、保育の必要性の認定に関する基準については、子ども・子育て会議において了承されているのか、と質問

竹田学校教育部主幹

本基準については、子ども・子育て会議において既に了承されている、と回答

貞廣委員

教育委員会の協議事項の範疇外ではあるが、保育の必要性の認定に関する基準について、待機児童や潜在的待機児童の受入拡大に向けて、習志野市では就労条件が1カ月あたり64時間以上という点について、子ども・子育て会議において議論はあったか伺いたい、と質問

竹田学校教育部主幹

そのような議論はあったが、1カ月あたり64時間以上でもすでに待機児童が発生している状況であることから、現行のまま新制度をスタートさせる。ただし、将来的には、就労の下限時間の設定については緩くしていく方向で見直していきたい、と回答

貞廣委員

将来的に、就労の下限時間を下げていくことを検討するような動きがあることを市民にも分かるような記載をしていただきたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について （青少年課）

浅野目青少年課長

新制度における放課後児童健全育成事業とは、本市では、放課後児童会という形で位置付けられる事業である。平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が一部改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとなったほか、対象児童の明確化、市町

村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた。その中で、国の定める基準の「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に基づいて、市町村が条例を策定することとなる。「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるものである。基準の策定にあたり、本市の考え方としては、従うべき基準は原則、国に従う。ただし、最低基準とされているため、上乘せする基準を定めることも可能であるため、本市の実情に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示す。また参酌すべき基準は、本市の状況に応じて変更すべき箇所については、市の方向性を示すこととする。

本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について、参酌すべき基準についても、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、基本的には国の示す基準に従う。ただし、一部、国の示す基準に上乘せする基準を設ける項目がある。「運営規定」では、国は11項目の規定を定めているが、本市は、暴力団排除条例に関する事項を1項目追加する予定である。また「事故発生時の対応」では、国は2項目の規定を定めているが、本市は、事業者との連携・協力体制の充実を図るために、事故の処理結果について、記録及び市への報告の義務を課す項目を追加する予定である。

最後に、小学校3年生までの児童と、小学校4年生から6年生までの児童についても、特別な支援を要する児童に関しては全入制という形で実施してきたが、平成27年4月からの改正で制度が大きく変わり、小学校4年生から6年生までの児童も入会を希望する児童についても対象児童となるため、受け入れ体制を整えていかなければならない。平成27年4月から各児童会に利用定員を設け、定員枠に余裕のある児童会については、社会的に養護が必要と判断される児童から順次受け入れていく考えである。最終的には、希望する児童は全て受け入れなければならないことから、今後の計画策定の中で、全て受け入れられるような体制づくりをするという考え方で進めていく、と概要を説明

梓澤委員

国家資格を有する保育士や実務経験者の給与体系は他の職員と同じであるのか、と質問

浅野目青少年課長

学童保育を考えた場合、待遇は現在の指導員と変わりはない。国の法律の中では、現在と同様に、保育士免許、教員免許、社会福祉事業の実務経験のある者など、様々な項目がある中で、そのいずれかに該当していればよい、となっている。来年度、本市でもこれを引き継ぐような形で進めていく考えである。本市の臨時職員である現在の指導員と同じ時給単価で賃金を支給する考えである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第2号は協議を終了した。

協議第3号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年7月23日（水）午後3時に決定された。

報告事項（１）臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について（津田沼小学校全面改築工事（プール棟建築工事））】 （教育総務課）

小野寺教育総務課長

津田沼小学校全面改築工事（プール棟建築工事）に関し、契約金額を変更することについて、習志野市教育委員会行政組織規則の規定により、臨時代理として決定したので、その内容を報告するものである。内容は、平成26年習志野市議会6月定例会の開会日（6月2日）に先議いただいた平成26年度習志野市一般会計補正予算第1号に係る工事のうち、過去に議会の議決を経た（平成25年9月定例会）、「津田沼小学校全面改築工事（プール棟建築工事）」の工事請負契約の変更契約についてである。

具体的には、当初契約金額2億13万円を498万9千600円増の2億511万9千600円に変更しようとするもので、賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置、いわゆるインフレスライド条項を適用することにより、契約金額が変更となったものである。仮契約締結の手続きをとる必要があるため、契約金額の増額変更のための補正予算について先議にて議決をいただき、追加議案として、契約変更議案の提案を行った。予定価格が1億8千万円を超える工事の請負については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、工事契約の締結について、議会での議決が必要であり、教育委員会会議で議決に付す暇がなかったことから、6月11日付けで、教育長の臨時代理とした、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項（２）平成26年度教育費予算（6月補正）について （教育総務課）

小野寺教育総務課長

5月12日に教育長の臨時代理により決定し、市長に申し入れを行なったことについて、5月28日の教育委員会会議において、御了承をいただいた、津田沼小学校全面改築事業にかかる経費の増額についての報告事項である。

「津田沼小学校全面改築事業」は、新労務単価の上昇を受け、インフレスライド条項を運用するにあたり、事業費を2千333万円の増額補正をし、併せて、継続費の平成26年度の年割額を増額するとともに、総額についても増額の変更をした。

この補正予算は、6月2日に開会された平成26年習志野市議会第2回定例会に提案し、6月2日に先議にて議決をいただいた、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

報告事項（３）平成26年度学校基本調査の結果について （教育総務課）

藤木学校教育部主幹

学校基本調査は、文部科学省が、全国の幼稚園から大学までのすべての学校を対象に、学校数、学級数、在学者数、教職員数などの学校教育に係る基本的事項について、5月

1日を基準日として、毎年1回実施しているものである。調査結果は、年次的推移を追った教育計画立案の際に活用されるなど、教育行政上の基礎資料となっている。

はじめに幼稚園について、平成26年5月1日現在、市立11幼稚園の園児と東習志野、杉の子、袖ヶ浦の3こども園の短時間児を合わせ、44クラス、992人の子どもたちが在園している。これを昨年度と比較すると、学級数では、4クラスの減、園児数では、45人の減となっている。今年度、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東幼稚園を廃園し、袖ヶ浦こども園を開園したが、このことは、全体のクラス数、園児数の減少には影響していない。

次に、市立16小学校に在籍する児童数について、322クラス、8,902人であり、昨年度比では、学級数の増減は無く、児童数は15人の増となっている。なお、このクラス数には37クラスの特別支援学級が含まれている。

市立中学校7校の生徒数は、139クラス、4,191人であり、昨年度比では、1クラスの増、91人の減となっている。なお、小学校と同じく、クラス数には18クラスの特別支援学級の数が含まれている。また、今年度より第七中学校に自閉症・情緒障がいの特設支援学級を開設している。

習志野高等学校の生徒数は、24クラス、968人であり、昨年度比では、2クラス、55人の減少となっている。この減少については、定時制の課程を廃止したことによるものである。

以上、合計では、習志野市立幼（こ）・小・中・高等学校における学級数、在籍者数は、529クラス、15,053人となり、昨年度より、5クラス、176人の減少が見られた。

続いて、習志野市立幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員数について、幼稚園74人、小学校524人、中学校272人、高等学校72人で、合計942人の教職員が在職しており、昨年度比では、38人減となっている。

次に、近年および今年度の特徴的な変化として、最近5年間の小学校の児童数・学級数の変化について、児童数は、減少傾向が続いてきたが、今年度微増となった。一方で、全体が5年間で441名、約4.7%の減少となる中、特別支援学級は、79人、約37%の大幅な増加となった。また、特別支援学級の設置校は市立小学校16校中10校である。

次に、最近5年間の中学校の生徒数・学級数の変化について、生徒数は、増加傾向が続いてきたが、今年度は、減少に転じた。また、小学校同様に特別支援学級は、5年間で26人、率にして約30%の大幅な増加となった。なお、特別支援学級の設置校については、市立中学校7校中5校である。

最後に、今年度、児童・生徒数が50人以上変動した学校は、市立小中学校23校中で、谷津小学校と東習志野小学校であり、谷津小学校が55人、東習志野小学校が70人の増加となっている。谷津小学校は、奏の杜地区への入居開始、東習志野小学校は、大規模マンションの「ユトリシア」への入居開始の時期と一致しており、このことの影響が顕著に表れている、と概要を説明

貞廣委員

特別支援学級は現状で足りているのか、不足している場合、教育委員会として今後の対応をどのように考えているのか、と質問

藤木学校教育部主幹

平成22年から平成26年の間で特に自閉症や情緒障がいの学級数が顕著に増加してい

る。これは、保護者の間で特別支援学級についての理解が進み、特別支援学級への要望が高まった結果であると考えられる、と回答

小宮指導課長

市内の特別支援学級は現状では不足しており、将来的には全校に配置していきたい考えである、と回答

貞廣委員

特別支援学級の配置については、人的な問題もあり、難しいと思うが、将来的には全校に配置する、という方針で進めていただきたい。また、県費負担の事務職員を十分に配置できない学校には市費負担の事務職員を配置しており、その点については評価でき、今後でも続けていただきたい。加えて、多様なニーズに応えるためにも、市費負担の教職員の採用についても検討していただきたい、と発言

小熊学校教育部副参事

市費負担では、欠員補充のための非常勤教職員の配置はあるが、指導の充実のための市費負担教職員の配置は難しい、と回答

小野寺教育総務課長

介助員や教育相談員の配置等、市費による職員を配置するなど、本市の実情を踏まえ、きめ細かな対応をしているものもある、と回答

原田委員長

特別支援学級の設置による県費での教員の加配はあるのか、と質問

小熊学校教育部副参事

特別支援学級の設置による教員の加配もあるが、なかなか難しい状況である、と回答

梓澤委員

今後の公立幼稚園の在り方、展望について伺いたい、と質問

小平学校教育部主幹

在籍園児数の地域間の隔たりは大きく、集団的活動が不足する部分もある。その対応として、ある地域のある学年の在籍園児数が極端に少ない場合には、近隣の保育所やこども園とも連携して交流を盛んにし、集団的教育が不足しないように努めていく、と回答

梓澤委員

在籍園児数は運動会の盛り上がり等にも影響するので、通園バスの導入なども検討していただきたい、と発言

原田委員長

現場からの要望にも対応していただきたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（３）は了承された。

報告事項（４）専決処分の報告について（和解について） （学校教育課）

小熊学校教育部副参事

この報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年度習志野市議会第2回定例会に報告したものである。

内容は、平成25年9月11日の深夜から早朝にかけて市内中学校において校舎及び体育館の窓ガラス等56枚が割られた事件について、相手方の少年6名のうち、5名と和解したものである。

なお、今回、和解に至っていない相手方1名については、引き続き、和解に向けて協議を進めている、と概要を説明

梓澤委員

和解に至ったことを小中学校や保護者に伝えることも重要である。少年らは以前にも同様のことをしたことがあるか、と質問

小熊学校教育部副参事

少年らはとても反省しており、少年らの将来のためにも、このような形で報告させていただく、と回答

梓澤委員

今後、二度とこのような事件が起こらないようにしていただきたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

報告事項（５）習志野市学校給食センター建替事業について （学校教育課）

妹川学校教育部主幹

給食センター建替事業について、現在の給食センターは老朽化、耐震性の問題もあり、建替が喫緊の課題となっている。そこで、今年度は、PFIアドバイザー業務として、専門知識のあるコンサルタント業者に入ってもらい、給食センターの建替事業が、民間の資金や経営能力、技術力のノウハウを活用して実施するPFIに適する事業であるかどうかを調査する。調査の結果、PFIに適するという判断となれば、遅くとも平成30年度に新しい給食センターの稼働を目指していく。

次に、PFIアドバイザー業務委託の事業者選定について、5月1日に募集要項を公表したところ、4社のコンサルティング業者から応募をいただいた。その中で、ヒアリング等の審査を経て、「株式会社日建設計総合研究所」に決定し、現在、正式な契約に向け、作業を進めている。

続いて、PFIアドバイザー業務委託内容について、今年度行うアドバイザー業務の主な内容は2点である。1点目のPFI導入可能性調査では、PFIで建替えた場合と

従来方式で建替えた場合を比較検討し、市民サービスの向上が図られるか、財政効果が上げられるかなど、給食センターの建替事業がPFIに適する事業かどうかを調査する。2点目の付帯事業の可能性調査では、本市の特徴でもある単独校給食を基本とし、小学校の改築に伴い給食の自校化を進める一方で、給食センター校が少なくなった際に、余剰となる設備の有効活用など、どのような対応をとるのか、食数減少に伴うリスク回避について調査する。

続いて、給食センターの必要機能の概要について、建設場所は、現在の給食センターの場所を予定し、現段階では、古い施設を壊してから新たな施設を建設することを予定している。なお、その間の給食は、提供できない状況となり、代替食が必要となる。

最後に、機能概要としては、主な内容は3点である。1点目の1日当たりの食数は、最大で9000食で、平成34年にピークを迎える見込みである。これは、奏の杜地区の人口増加を含めた児童予測を基に、小学校の建替えなど施設再生計画を考慮して予測したものである。2点目の厨房環境については、ドライシステムを導入する。これは、文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」に基づく方法で、現在の給食センターの設備と比較し、より細菌の繁殖を抑えることができ、衛生面で優れている方式である。3点目はHACCP概念の対応についてである。これは、食品の衛生管理方法の一つで、調理場等施設・設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について、実態把握に努め、食の安全を確保する管理方法である。

また、今後ともこの事業については、適宜報告をさせていただき、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（5）は了承された。

**その他 （仮称）県立習志野特別支援学校（小学部）の新設について
谷津小学校の通学バス導入について
教育委員会制度改革について**

（教育総務課）

小野寺教育総務課長

まず1点目に、（仮称）県立習志野特別支援学校（小学部）の新設について、これまで市議会に対して2回、重要事項として説明している。また、教育委員会会議の場でも説明しているが、来年4月の開設に向け、26年度（8月以降）に施設改修工事が予定されていることから、改めて説明をするものである。

県立八千代特別支援学校の現状は、26年5月1日現在の小学部の在籍児童数は68名で、このうち、本市在住の在籍児童数は、20人となっている。

これまでの経緯について、本市では、平成19年度より県に対し、県立特別支援学校を本市に設置いただけるよう要望してきた。その後、平成23年9月には、習志野市に特別支援学校が設置されていない状況に対し、県に、「習志野市に県立特別支援学校を開設することについて」の請願書が提出され、県議会で採択されている。その後、県による学校設置を受け、本市教育委員会では、昨年の6月と11月に、袖ヶ浦東地区のまちづくり会議に対して、開設される特別支援学校の概要説明を行ってきた。また昨年12月には、県の担当職員とともに、学校保護者や地域の方々を対象とした、説明会を開催した。

今後の予定については、来月7月に、工事概要など今後のスケジュールについて、学校保護者などを対象とした説明会を開催する。また、教育委員会では、県による学校施設の

工事を行うことに際し、教育財産の使用許可申請を受け、許可をしていく。さらに、27年4月から、県立特別支援学校として学校施設を供用開始されることから、市議会第4回定例会（12月議会）において、教育財産を無償貸付する契約に関する議案を提出し、議決をいただく予定である。この議案の提出に先立って、その内容については10月に開催される教育委員会会議で諮り、議決をいただいてまいりたいと考えている。

施設の概要について、開校は、平成27年4月を予定している。学校規模は、小学部児童42名、8学級であり、内訳として、普通学級6学級と、視覚障害や聴覚障害、重複障がい児を対象とする重複学級2学級からなる。

工事のスケジュールについては、8月から来年の3月までを予定している。県において、エレベータの設置やトイレ改修、段差解消のバリアフリー工事などを実施していく。その工事期間は、建築・電気・機械工事として8月から来年の1月までの概ね6か月間、外構など土木工事を来年の1月～3月までの概ね3か月間の予定であると同っている。

また、学校の名称について、県において昨年度中に公募を行い、現在、選考中である。

続いて、県立特別支援学校として建物を利用する部分について、1・2階の職員室、会議室、幼稚園、遊戯室とある部分が、幼稚園跡の施設部分で、貸付け、利用することになる。これに加え、もともと、小学校施設の部分であるが、これは、余裕教室であることから、2階は、小・学習室であった部分を、3階は、資料室であった部分を、4階は、クラブ室と新館多目的室であった部分を貸付け、利用する部分となる。このほか、3階の家庭科室、図工室であった部分と体育館を小学校の児童との共用により利用することとなっている。

次に、行政財産の貸付について、県立特別支援学校は、廃園された袖ヶ浦東幼稚園跡の施設等を利用する。このことから、県立特別支援学校が専有する部分を行政財産として、貸付けするものであるが、無償で貸し付けることは議会の議決を得る必要がある。従って、この場合、平成26年12月議会の中で、県立特別支援学校の開校時期、平成27年4月にあわせ、無償で貸し付けることを提案し、議決をいただいてまいりたいと考えている。

また、3階の家庭科室、図工室と体育館は、共用して使用する部分であるので、行政財産の使用許可というかたちで対応し、袖ヶ浦東小学校の児童の利用に支障きたすことのないよう、協議の上、使用を認めていく。

このほか、県が施設を利用する際、その利用に要する経費の光熱水費等、これは実費負担をいただく。

最後に、就学対象は、本市在住の八千代特別支援学校小学部の在籍児童及び転入学児童・新入学予定者となっている。

次に2点目に、谷津小学校の通学バス導入について、JR津田沼駅南口特定土地地区画整理事業の進展に伴う児童増加対応として、教育委員会は、「バスによる通学手段を導入すること」を市長へ申し入れ、市長より、「奏の杜における未入居地域の通学指定校を谷津南小学校とすることを前提とした上で、バスによる通学手段の導入については、これまでの経過等を踏まえた承する。ただし、児童数推移に注視した中で、バスの導入の方法・期間等を含め、今後の予算編成過程において、協議することとする」との回答をいただいている。

これを受け、通学バスの導入を視野に、関係機関等との協議調整、通学バスを市において導入した場合の運行期間と必要経費等について、検討をする中で、通学バスを運行している船橋市の導入事例について、視察をしたので、その結果を報告する。

1点目は、東武野田線新船橋駅前開発に伴う、マンション事業者による運行バスの状況についてであるが、朝7時から8時までの間におけるバスへの乗降状況を目視により確

認したものである。主な確認内容については、一つ目は、バスの形態は、補助席のない路線バス型であること。二つ目は、居住者専用バスとして時刻設定がされており、朝7時台は、5分間隔の3便を児童専用バスとして運行していること。三つ目は、降車場所が、通学する小学校まで徒歩6分程度の位置であること。などである。マンション居住児童の通学指定校について、教室不足が生じることから、既存の通学指定校での受け入れが難しく、通学区域が変更となったもので、街の居住者のための専用バスとして、マンション事業者による運行バスが配車されていた。

もう一点は、船橋市が実施している小学校の通学バスの状況である。朝7時から実際に、通学児童と一緒にバスに乗車をさせていただき、車内の様子についても確認をした。主な確認内容は、一つ目は、バスの運行形態は、市の所有バスを運行委託し、全児童が着席できる補助席付のバスであること。二つ目は、朝7時から登校時間までを、学校の北側と南側を1回のみ循環運行し、また、北側ルートにおけるバスからの降車場所は、通学する小学校まで徒歩6分程度の位置であること。南側ルートは、小学校前がバスへの乗降場所であること。三つ目は、バス車内には、安全確保を目的とした乗務員1名が乗車していること。などである。市による通学バスの導入は、昭和37年に開始されたもので、複数の分校を統合するにあたり、通学区域が広がるため、統合の条件としてスクールバスを導入したものであった。

今後も引き続き、担当課としては、谷津南小学校への通学バスの配車について、初期の検討段階であるので、先進自治体の状況把握を行うとともに、関係機関との協議を重ね、検証する中で、条件整備等を図っていく。

最後に3点目に、教育委員会制度改革について、現行の教育委員会制度は、昭和31年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて運営がなされている。この教育委員会制度について、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るための改革として見直しを行ったものである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、6月20日に交付され、施行日は平成27年4月1日である。

教育委員会制度改革の主な骨子の内容は、2点である。まず一つ目に、教育行政の明確化である。教育長と教育委員長を一本化した、新たな責任者（新「教育長」）を置くこととし、首長が議会の同意を得て任免・罷免する。新「教育長」の任期は3年、他の委員は4年となる。二つ目に、総合教育会議の設置、大綱の策定である。教育委員会は、新「教育長」及び教育委員で構成され、また、全自治体に設置される総合教育会議は、首長と教育委員会で構成され、この会議は首長が主宰する。また、教育行政の指針となる「大綱の方針」を同会議で策定する。

このほか、国の地方公共団体への関与の見直しをするが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められた教育委員会と首長の職務権限は変更しない。また、教科書の採択、学校の教育課程の編成、採用、異動、昇任等の個別の教職員人事など、特に政治的中立性、継続性・安定性を担保する。

教育委員会の制度改革を受け、関連規則の改正が、今後、必要になることが想定されることから、国や県の動向を注視するとともに、近隣自治体と連携を図りながら対応していきたい、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、その他の事項は終了した。

＜議案第34号、第36号及び第33号は非公開＞

議案第34号 習志野市通学区域審議会への諮問について

(学校教育課)

小熊学校教育部副参事

本議案は、東習志野2丁目18番の大規模住宅開発に伴う、東習志野小学校及び実花小学校の通学区域について、通学区域審議会へ諮問しようとするものである。

東習志野小学校は、当該地域の開発を受け、児童増が見込まれ、このまま児童を受け入れた場合、平成30年度までに、普通教室が2教室不足することが見込まれている。当該地区においては、一号棟、いわゆる一番街から四番街が入居済みであり、今後、平成27年度中に五番街の入居が新たに始まる予定である。そこで、当該地区について、入居済みの一番街から四番街は、実花小学校を選択できる弾力化通学区域とすること、及び、今後入居予定棟である五番街の指定校を実花小学校に変更しようとするものである。

については、以上の方針について通学区域審議会へ説明し、委員の意見を伺い、平成26年7月下旬までに答申をいただきたく、提案させていただく、と概要を説明

原田委員長

谷津小学校のことも参考にし、スムーズに進めていただきたい、と発言

小熊学校教育部副参事

関係機関、管理組合等を通して話を進めているところであり、丁寧に進めていきたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 平成26年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の選任について

(指導課)

小宮指導課長

平成26年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の選任について、概要を説明

採決の結果、議案第36号は原案どおり可決された。

議案第33号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事の任免について

(教育総務課)

田久保学校教育部次長

習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事の任免について、概要を説明

採決の結果、議案第33号は原案どおり可決された。

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第6回定例会の閉会を宣言